

令和2年9月23日

郡山市市民部

国民健康保険課

担当：菊地 幸一

TEL：924-2146

後期高齢者医療保険料の賦課誤りについて

後期高齢者医療保険料の算出の基礎となる所得等の情報について、本市の一部被保険者に係るデータに漏れがあったため、保険料に誤りが生じました。

1 内容

後期高齢者医療保険料は、市町村の所得・課税情報を基に福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が賦課決定することから、市町村は、定められた所得・課税情報を広域連合に送ることになっている。今年になってから、郡山市で送った所得・課税情報から「上場株式配当所得」が漏れていたため、本市の一部被保険者の保険料に誤りが生じた。

2 事実経過

- ・ 8月17日（月）：令和2年度後期高齢者医療保険料の決定通知書発送
- ・ 9月10日（木）：被保険者から、通知があった保険料額と自分で計算した保険料額に差異があるとの問い合わせを受けた。
- ・ 9月11日（金）：問い合わせを受け担当者が計算したところ、保険料額に差異があるため、システム運用事業者へ広域連合に送った所得・課税情報の再確認を依頼。
- ・ 9月15日（火）：システム運用事業者より広域連合に送った所得・課税情報から「上場株式配当所得」が漏れていた旨の報告があった。

3 対象者数

現在、対象者及び影響額について精査中

4 誤りの原因

令和元年12月に郡山市の後期高齢者医療事務支援システムの切り替えを行ったが、この際に、システム運用事業者によるプログラムの設定ミスがあったことから、広域連合へ送るデータから「上場株式配当所得」が漏れていた。また、郡山市においてもシステムの切り替えに伴う処理内容の確認が不十分であったため。

5 今後の対応について

現在、対象者及び影響額については精査中であり、詳細が判明する10月上旬以降、改めて説明・報告いたします。